

「ジェネリック医薬品のお知らせ」の送付について

10月下旬に、自己負担額の軽減が見込める方を対象に「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りいたします。

厚生労働省は、ジェネリック医薬品使用率を令和2年9月までに80%以上にする目標を定め、その後、令和3年6月の閣議決定において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、令和5年度末までに全ての都道府県で80%以上」とする新たな目標が定められました。

当健康保険組合の令和3年度のジェネリック医薬品使用率は、81.4%となり、令和2年度の80.2%より1.2ポイント上昇しました。

なお、昨年の通知によりジェネリック医薬品に切替えていただいた方の医療費削減効果は、令和3年11月、12月の2か月で約600万円となりました。このため、引き続きジェネリック医薬品への切替えにご協力をお願いいたします。

年度	ジェネリック使用率
令和3年度	81.4%
令和2年度	80.2%
平成31年度 (令和元年度)	78.6%
平成30年度	76.2%
平成29年度	70.2%

対象となる方のご自宅宛に送付しますので、住所変更された方は、**10月3日**までに給付課までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 東京都電気工事健康保険組合 給付課 TEL03-3861-1853